

茨城県食と農を守るための条例【概要版】

1 目的 (第1条)

○我が国において食料安全保障の達成が重要な課題となっているとの認識の下、食料と農業及び農村に関する基本となる事項を定める。

○本県農業及び農村の持続的な発展

○県民の豊かな食生活の実現

2 基本理念 (第2条)

(1)食料は、主食となる米、麦等の重要性を踏まえつつ、県民がいかなる時でも健康な生活を送ることができるよう、多様化する需要に即した生産並びに安全及び安心が確保され、かつ、食料自給率の向上が図られることにより、将来にわたって安定的に供給されなければならないこと。

(2)農業は、人間の生命の維持に欠くことができない食料を生み出す重要なものであることに鑑み、環境との調和に配慮し、生産基盤の強化・担い手の確保、生産性・収益性の高い安定した経営により、持続的な発展及び強靱化が図られなければならないこと。

(3)農村は、農業の有する食料の供給の機能・多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、福祉の向上により、振興が図られなければならないこと。

3 各主体の役割等 (第3条-第8条)

○県の責務、市町村との連携等、関係者の役割（農業者、農業関係団体、食品関連事業者、県民）を明確化

4 基本的施策（第9条-第25条）

(1) 農畜産物の安定供給の実現（第9条）

○国際情勢に左右されにくい農業構造への転換・需要に応じた生産体制の強化 等

(3) 農地の適正かつ有効な利用等（第11条）

○農地の集積・集約化、遊休農地の利用の促進・発生防止 等

(5) 水田農業に対する支援の強化等（第13条）

○主食となる米・麦等、園芸作物・飼料作物等の生産・品質の確保のための支援の強化 等

(7) 女性の参画等の促進（第15条）

○女性の農業経営・地域活動への参画、連携の促進のための環境の整備 等

(9) 農業経営の安定（第17条）

○経営健全化支援、相談体制の強化、価格形成・農業保険等の加入促進、法人経営支援 等

(11) 農業技術の向上等（第19条）

○新技術・新品種の開発等、研究者・技術者の育成、食料安保に資する試験研究 等

(13) 鳥獣による被害の防除（第21条）

○有害鳥獣の個体数を減らすための捕獲、鳥獣による被害を防除する体制づくり 等

(15) 地域内の農業者・消費者の循環型ネットワークづくり（第23条）

○地域内で消費者が農業者を支える循環型ネットワークの実現に向けた県民意識の醸成

(17) 食育を通じた県民と農業者等との相互理解の促進等（第25条）

○イベントの開催、食育の推進のための推進組織の育成、人材の確保等

○県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進 ○食品ロス削減の県民意識の醸成 等

(2) 環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進（第10条）

○有機農業の推進、化学肥料・化学農薬等の低減化、温室効果ガスの排出量削減 等

(4) 生産基盤の総合的な整備等（第12条）

○農地、農業用排水施設、ため池、農道等生産基盤の総合的・計画的な整備、強靱化 等

(6) 多様な担い手の確保・育成（第14条）

○意欲ある農業者等への生産技術の習得・向上等、若年農業者の確保・育成 等

(8) 意欲ある農業者等による営農指導の実施（第16条）

○意欲ある農業者等が生きがいを持って営農指導を行うことができる環境の整備 等

(10) 生産性の向上等による収益性の高い農業の推進（第18条）

○スマート農業の推進、生産体制等の構築、輸出促進、付加価値向上 等

(12) 農村及び中山間地域等の総合的な振興（第20条）

○生産基盤・生活環境の整備、地域コミュニティの維持 等

(14) 自然災害等による被害の防止・復旧支援等（第22条）

○生産基盤の強靱化、農地等の復旧支援、経営再建支援、事業継続計画策定の普及 等

(16) 県産農畜産物の利用の促進等（第24条）

○県産農畜産物の利用促進・消費の拡大等

○有機農産物等の学校給食への利用拡大

5 その他 (第26条～第28条)

○年次報告（第26条）○推進体制の整備（第27条）○財政上の措置（第28条）

6 施行日

公布の日

「茨城県食と農を守るための条例」について

<目的>

食料安全保障の達成が重要な課題となっているとの認識の下、食料と農業及び農村に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、県の責務等を明らかにし、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな食生活の実現に寄与する。

食料安全保障の達成

- 食料の安定供給・食料自給率の向上
- 農業の持続的な発展及び強靱化
- 農村の多面的機能の発揮による振興

食

<目的>

県民の豊かな食生活の実現

【食への意識改革】

地域内の農業者と消費者との循環型ネットワークづくり

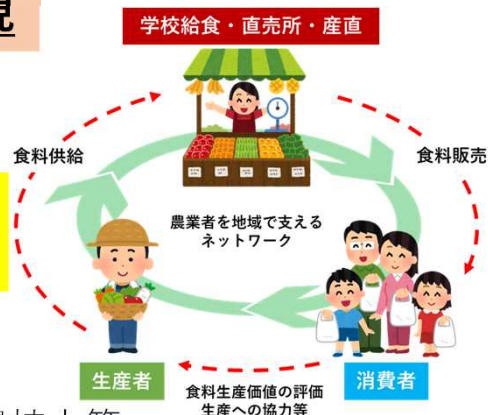
【県産農畜産物の利用の促進等】

- 地産地消への県民理解の促進
- 県産農畜産物の利用促進・消費拡大等
- 有機農産物等の学校給食への利用拡大

【相互理解の促進等】

- 食育を通じた県民と農業者等との相互理解の促進
- 県民の学習機会の確保、体験活動の促進等
- 食品ロスの削減に係る県民意識の醸成

<循環型ネットワークづくり>



農

<目的>

本県の農業・農村の持続的な発展

【農業の構造転換】

- 生産資材の国内資源への代替
- 農畜産物の安定供給の実現
- 有機農業など環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進

【農地等の基盤の強靱化】

- 農地の適性かつ有効な利用等
- 生産基盤の総合的な整備等
- 主食となる米、麦の生産に関わる水田農業に対する支援の強化等

【多様な農業人材の確保等】

- 若年農業者等の確保及び育成
- 女性の参画等の推進
- 意欲ある農業者等による営農指導の実施

【経営の安定・生産性の向上等】

- 農業経営の安定
- 新技術の開発等による農業技術の向上等
- スマート農業の推進など生産性の向上等による収益性の高い農業の推進
- 輸出の促進

【農村振興等】

- 農村及び中山間地域等の総合的な振興
- 鳥獣被害の防除
- 自然災害等による被害の防止・復旧支援等

